



無料相談

法律相談

とき 9月17日(火)午後1時～4時
ところ 市役所第2庁舎5階



ヨム・ウンスクさん

鳥取市の行政を勉強中!

鳥取市と姉妹都市提携を結んでいる韓国清州市の職員が八月五日から鳥取市役所に研修職員として勤務しています。研修を受けているのは、清州市上党区総務課の廉銀淑(ヨム・ウンスク)さん。当面、企画課に配属され、十月末までの約三カ月間、鳥取市の行政の仕組みや地方税・住民自治制度・女性政策などを学ぶとともに、市民との交流を深めます。

20歳になったら加入の届出が必要です!



国民年金とは・・・国が責任を

持って運営している社会保障制度で、老齢や障害・死亡といった不慮の事故に対して、本人や家族を経済的に保障することを目的としてすべての人に共通の基礎年金を支給する制度です。国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の3種類の給付があります。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方はすべて加入することになっています

加入者は、職業により 第1号被保険者(自営業者・農漁業従事者・学生等) 第2号被保険者(会社員・公務員等) 第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方)の3種類に区分されています。

第1号加入の届出は、保険年金課の窓口へ

～年金受給者の皆様へ～

誕生月には「現況届」を提出しましょう

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するためのもので、毎年、誕生月に提出することになっています。

届出用紙(ハガキ)は、誕生月の初め頃に社会保険業務センターから直接送付されますので、必要事項を記入のうえ、必ず誕生月の月末までに到着するように提出してください。

「現況届」が提出されませんと、提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所(27-8311)

保険年金課年金係(20-3205)

行政相談

第1会議室
定員 8人(先着順)
予約受付 9月5日(木)午前8時30分～
申し込み先 市民参画課(203158)
とき 9月5日(木)・9月17日(火) / 午後1時30分～4時
9月30日(月) / 午後1時～3時
ところ 5日 / 市民会館控室 17日 / ささんか会館 30日 / トスク本店インフォメー

女性なんでも相談

シヨンルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(245541)
対象 女性
相談内容 子育てに関すること 法律に関すること(セクハラ・離婚など法律的な問題) 一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)
相談日 子育て・一般 / 毎月第2火・土曜日 午後1時～3時
法律 / 毎月第2火曜日 午後1時～4時・第4木曜日

障害者福祉相談

日 午前9時～正午
ところ 福祉文化会館(西町二丁目)
予約受付 月～金曜日・午前8時30分(先着順)
申し込み先 企画課男女共同参画室(203166)
とき 毎週土曜日 午後1時30分～4時
ところ さわやか会館1階相談室(富安二丁目)
問い合わせ先 さわやか会館(273338)